

平成31年第4回定例教育委員会会議議事録

教育委員会室
平成31年3月26日(火)
9時15分～10時15分

出席委員

教 育 長

梶 山 幸 範

教育長職務代理者

倉 橋 英 治

委 員

計 田 春 樹

委 員

今 村 保 恵

欠席委員

委 員

鈴 木 孝 昭

事 務 局

部長

大 畦 益 司

次長兼教育振興課長

木 村 敏 男

学校給食課長

中 沖 利 治

学校教育課長

三 村 章 文

生涯学習課長

磯 谷 吉 彦

スポーツ振興課長

紙 田 敬 久

文化課長

花 本 秀 之

書記 教育振興課課長補佐兼教育企画係長

山 際 有 里

議	題
---	---

- | | |
|-------------|--|
| 三教委議第 3 号 | 三原市臨時職員取扱規程の一部改正について |
| 三教委議第 4 号 | 三原市立学校管理規則の一部改正について |
| 三教委議第 5 号 | 学校医及び学校薬剤師の委嘱について（非公開） |
| 三教委議第 6 号 | 平成 3 1 年度三原市立小中学校の学校評議員の委嘱について（非公開） |
| 三教委議第 7 号 | スポーツ推進委員の委嘱について（非公開） |
| 三教委議第 8 号 | 三原市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について（非公開） |
| 三教委議第 9 号 | 三原市教育委員会事務局の人事について（非公開） |
| 三教委議第 1 0 号 | 平成 3 1 年度の奨学生の決定について（非公開） |
| 三教委報第 7 号 | 三原市教育委員会職員（臨時職員）の任用に係る臨時代理の承認について（非公開） |
| 三教委報第 8 号 | 県費負担教職員の任免及び懲戒その他の進退に係る内申の承認について（非公開） |
-

梶山教育長 平成31年第4回定例教育委員会会議を始める。本日は、鈴木委員から欠席の連絡を受けている。本日の議事録署名委員は、計田委員と今村委員に願います。

それでは、平成31年第2回定例教育委員会会議と第3回臨時教育委員会会議の議事録の朗読を簡潔に願います。

書記（平成31年第2回定例教育委員会会議と平成31年第3回臨時教育委員会会議の議事録を簡潔に朗読）

梶山教育長 議事録を承認してよろしいか。

（一同承認）

梶山教育長 議事録の承認については、以上である。

梶山教育長 それでは、議事に入る。

本日の議案・報告議案のうち、「三教委議第5号から三教委議第10号並びに三教委報第7号、三教委報第8号」は人事案件など公開になじまないため、非公開として審議したいと思う。

審議の順については、次第に沿って審議したいと思うが、よろしいか。

（一同承認）

梶山教育長 それでは、そのように取り扱う。

梶山教育長 それでは、「議題審議 その1」に入る。「三教委議第3号」について事務局から説明願いたい。

木村次長兼教育振興課長 三教委議第3号「三原市臨時職員取扱規程の一部改正について」説明する。この改正については、9ページに提案理由があるが、国家公務員の給与改定に伴う賃金の改定である。三原市臨時職員の日額単価については、国家公務員の行政職や相当する技術職の初任給単価をベースに算定している。平成30年8月に人事院の勧告が出され、国家公務員給与が改定になったため、それに合わせて臨時職員の給与も改定するものである。改正案はわかりやすいものは10ページにあるが、現行と改正案の表を見てもらうと、1時間当たりの単価が全て10円ずつ上がり、それに合わせて日額単価が上がるというものである。

梶山教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

（なし）

梶山教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第3号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

（異議なし）

梶山教育長 全員賛成と認める。よって、「三教委議第3号」は原案どおり可決された。

梶山教育長 続いて、「三教委議第4号」について事務局から説明願いたい。

三村学校教育課長 三教委議第4号「三原市立学校管理規則の一部改正について」説明する。改正する理由は、1番下のところに書いてあるが、学校教育法及び学習指導要領の一部改正に伴い、三原市学校管理規則の一部を改正する必要があるためである。13ページに改正の中身を、現行と改正案の表にしている。第26条 教材の承認については、現行は「又は道德の教材として図書を計画的かつ継続的に使用」することになっていた

が、道徳が教科化され、教科書が採択という形になるので、この部分を削除したものである。続いて、第27条 教材の届け出は、「教材使用届に当該教材の見本を添えて使用しようとする日の10日前までに提出」するようにしていた。この部分については、昨今の業務改善の視点も踏まえて、見本については添付をやめるというものである。あわせて第33条 職員及び職務について、主事は、従前は「事務に従事する」ということになっていたが、学校教育法のほうも、「事務をつかさどる」という文言に変わっている。要は学校経営に参画するという意味合いが入っているので、それに合わせて変更するものである。

梶山教育長 説明を受けた。何か質問や意見はあるか。

(なし)

梶山教育長 以上で本件の審議を終わり、採決に移る。「三教委議第4号」について、原案どおり可決することに異議はないか。

(異議なし)

梶山教育長 全員賛成と認める。よって、「三教委議第4号」は原案どおり可決された。

梶山教育長 ここから非公開にて審議する。

(非公開案件審議後)

梶山教育長 以上で第4回定例教育委員会会議を終了する。

10時15分 教育委員会会議終了
傍聴者なし